

## 新年あけましておめでとうございます 本年もどうぞよろしくお願い申し上げます



平成最後の年がいよいよスタートしました。今年の5月1日には元号が変わります。変わることが早くに確定していてもなかなか発表されない元号ですが、4月1日の発表から1ヵ月でシステム面含め各所で対応が求められます。混乱なく移管できるのでしょうか。

そして 10月1日からは、いよいよ消費税増税が実施されます。特に「軽減税率」は我々国民にとって初めての経験です。経理面においても相当手間が増えますし、運用面においてもかなりの混乱が予想されます。身近なところではこの2つの変更をスムーズに乗り越えられるかどうかが気になるところです。

経済産業省のホームページを見ますと、経済産業大臣世耕弘成氏の年頭所感が掲載されています。その中では、中小企業・小規模事業者への支援・消費増税対策として、経営者の高齢化や人手不足といった深刻な課題に直面する、中小企業・小規模事業者への支援を行いますと書かれてあります。今年は、個人事業者の事業承継における贈与税・相続税の負担を軽減する制度を創設するとともに、設備投資や IT ツール導入、販路開拓の支援など、生産性向上に資する幅広い取組を切れ目なく行うようです。私どもも、今後出てくる情報を把握しながら、適切に対処できるよう情報提供して参ります。さて、各企業とも決算期とは別に、年頭の挨拶として社長が抱負を述べておられます。ホームページで上場企業各社の年頭所感を読んでみた中で、ソフトバンク社の宮内社長の話がわかりやすかったので、ご紹介します。要約すると下記の通りとなります。

今年は通信業界は5G元年であり、5Gの世界ではAIやIoTなどの事業領域との連携がます。ます高まっていきます。このような大きなパラダイムシフトが起こる時代には、大きなビジネスチャンスが潜在しています。このチャンスを先取りして、多種多様に進化したビジネスニーズに迅速に対応することが、これからの通信業界と、通信業界以外の関連事業分野での競争に生き残るために必要不可欠です。すでにわれわれは、昨年から掲げている「成長戦略」と「構造改革」をさらに推し進めています。「成長戦略」は既存の通信事業の基盤を強化しつつ、最先端のテクノロジーとネットワークを組み合わせた新規事業を展開することで、「構造改革」は AI や RPAなどを活用したコスト削減と効率化を社内で実現し、社員の働き方も進化させていくことです。この二つの大きな挑戦に着実に取り組んでいくことで、われわれの経営理念である「情報革命で人々を幸せに」という言葉を具現化することになるのです。

我々中小事業者は大手のようには参りませんが、現実的に可能な範囲での「成長戦略」と「構造改革」を考え推進して行かなければと思いました。



FAX INFORMATION Vol.269 2019 / 1 月号



FROM ユアブレーン 尾上会計事務所



## 平成31年度税制改正大綱が発表されました!



平成 30 年 12 月 14 日に、与党より「平成 31 年度税制改正大綱」が公表されました。以下に主要な改正点をまとめてみました。

## 個人所得課税

## □住宅ローン控除の拡充

消費税率 10%が適用される住宅取得等について、控除期間を現行の 10 年から3 年延長する。 11 年目以降の3 年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定する。(適用期間:平成31 年10月1日から平成32年12月31日)

## □ふるさと納税制度の見直し

過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例 控除)の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行う。

## □個人住民税の非課税措置

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下である未婚のひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

## 資産課税

### □個人事業者の事業承継税制の創設等

新たな個人事業者の事業承継税制を、10 年間の時限措置として創設する。事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価格の 100%に対応する相続税・贈与税額を納税 猶予する。(現行の事業用小規模宅地特例との選択適用)

## □教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

教育資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定や使途の見直し等を行う一方、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限を2年延長する。また、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定を行い、適用期限を2年延長する。

## 法人課税

## □研究開発税制の見直し

オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の 10% (現行:5%) に引き上げる。また、総額型について、増加インセンティブの強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を法人税額の 40% (現行:25%) に引き上げる。

※新たにハクションレターの配信分	たをご紹介頂ける場合には、お手数(	すか□に✓を入れご返信くたさい
□ 下記へ配信してください。	ユアブレーン 尾上会計事務所 宛	FAX 079-288-0997
会社名	TEL	FAX

**FAX INFORMATION** Vol.269 2019 / 1 月号



FROM ユアブレーン 尾上会計事務所

## □中堅・中小企業による設備投資等の支援

中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、商業・サービス業等活性化税制 について、要件の見直し等が行われた上で適用期限が2年間延長される。

# **P3**

## その他

### □車体課税の見直し

平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)から、自動車税の 税率を恒久的に引き下げる。また、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間 に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の税率を 1%分軽減する。

なお、今後の国会における法案審議の過程において、一部項目の修正・削除・追加などが行わ れる可能性があることにご留意ください。内容の詳細は監査担当者までお尋ねください。



## 平成 31 年(2019 年)1 月からスマートフォン で確定申告を行えます!

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、給与所得者(年末調整済み)が、 医療費控除又はふるさと納税などの寄付金控除を適用して確定申告する場合、スマホで作成・ 申告できるようになりました。

- 【ID・パスワード方式で手続完結】
- OID・パスワード方式を利用して e-tax で送信すれば申告完了。
- Oe-tax で送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要。(自宅で保管)
- 〇申告書の控えは PDF で保管。

#### 【ID・パスワード方式とは?】

これまで電子申告を行う際、IC カード(マイナンバーカード等)やカードの情報を読み取る 機器(IC カードリーダライタ)が必要でした。しかし、IC カードや読取機器の普及が進まなか ったため導入されたのが ID・パスワード方式です。税務署で発行してもらった ID とパスワード を利用して簡単に電子申告を行うことができます。

#### 【IDとパスワードの取得】

- 税務署職員と対面による本人確認を行った後に発行されます。
- ※運転免許証などの本人確認書類が必要です。

なお、不動産所得や事業所得の申告を行う場合は、スマートフォンでは申告できませんので お気を付けください。ご不明な点がございましたら、監査担当者までお気軽にお尋ねください。

※参照 国税局 HP より (記事担当:大西)

※今後ハクションレター	-の配信をご希望されなし	\方は、お手数ですが□に~	′を入れご返信くだ	さい。

□ 今後希望しない

ユアブレーン 尾上会計事務所 宛 **FAX 079-288-0997** 

会社名

TEL

FAX